

### 3. 定住人口維持に関する施策

#### (1) 定住人口維持に関する施策の分類

定住人口維持に関する施策については、施策対象の直接性と、人口の変化要因のうち、どこに寄与するかによって整理することとした。

図表2-3-1 定住人口維持に関する施策の分類

		施策対象	
		直接的施策	間接的施策
社会 動態	増加 促進	若者や高齢者住宅の建設 新規住民への住宅斡旋・家賃補助 ファミリー世帯への家賃補助 Uターン・Iターン者への助成 山村留学	農林業基盤の整備 商業基盤の整備 伝統的地場産業の育成 観光資源の開発 特産物の開発 交通基盤の整備 農産加工施設の建設 都市住民との交流 伝統行事の保存 衛生環境の改善 知名度を上げるイベント 市町村広場の整備 産業おこしへの助成
	減少 抑制	後継者育成事業 地元子弟への奨学金貸与	ボランティア活動の育成
自然 動態	増加 促進	後継者の花嫁対策 出産祝い金などの支給事業 未就学児の医療費補助、保育費補助	
	減少 抑制	福祉施設の設置 医療施設の改善、設置	

注) 直接的施策：住宅供給、医療費補助や出産祝い金などの金銭的支援等、直接的に働きかける施策。

間接的施策：住民の雇用の場の創出・確保やボランティア活動の育成等、生活環境（住みやすさ）を向上させることで、定住人口の維持を図る施策

資料) 日経産業消費研究所「日経地域情報 97.4.21 No.269」他よりUFJ総合研究所作成

## (2) 取り組み事例の選定

### 取り組み事例選定にあたっての考え方

定住促進事業は各自治体で行われているもののその効果は不透明であることが多い。そのため、他の自治体の取り組み事例を調査するにあたり、以下の条件を設定し、人口動態を把握し、その上で調査対象とする自治体を絞り込むこととした。

条件1：3大都市圏で、東京都および政令指定都市のある府県内の市であること  
 (ただし、東京特別区および政令指定都市自身は除く)  
 条件2：1990年から1995年の5年間と比較して、1995年から2000年の5年間に人口減少が増加に転じた、もしくは人口減少率が小さくなったこと。

### 事例調査対象自治体の選定

#### 1) 人口動態の状況

で示した条件1に適合する各市の人口動態を把握した結果、以下の各市の取り組み状況について把握することとした。

愛知県：常滑市  
 東京都：武蔵野市・清瀬市・東久留米市  
 (田無市は市町村合併により取り組み状況の把握が困難であるため除外)  
 埼玉県：蕨市 千葉県：館山市 神奈川県：鎌倉市・逗子市  
 大阪府：豊中市・吹田市 京都府：舞鶴市  
 兵庫県：龍野市  
 (西宮市・芦屋市・洲本市は阪神淡路大震災の影響が想定されるため除外)

### 事例調査対象自治体における取り組み状況

で定めた調査対象市の具体的な取り組み内容を把握した。なお、(1)で定めた定住人口維持施策の対象として、各市ともWebで掲載されている事業のみを把握している。

取り組み状況をみると、各市とも直接的施策に関しては、住宅資金の融資や高齢者向けの住宅の設置、住宅改修の支援といった社会動態を対象とした施策と、幼児・高齢者向けの医療費助成、子育て支援などを実施している。また、間接的施策についても、市民参加の促進施策としての条例制定や中小企業向けの融資施策を実施するなど、市によって施策の濃淡はあるもののほぼ同様の取り組み内容となっている。

図表2-3-2 各自治体における定住人口維持施策の取り組み状況

	直接的施策	間接的施策
常滑市	<b>【社会動態】</b> ・勤労者住宅資金融資制度 <b>【自然動態】</b> ・乳幼児医療費の助成 ・老人保健・老人医療の一部負担金の助成 ・老人医療入院時一部負担金の減額 ・老人憩いの家等福祉施設の設置	<b>【社会動態】</b> (コミュニティ育成) ・常滑市市民参画推進指針 (産業振興) ・常滑焼に関するイベント・人材育成等

(次頁へ続く)

武蔵野市	<p>【社会動態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者住宅の設置</li> </ul> <p>【自然動態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テンミリオンハウス事業（市民共助による福祉サービスの向上に向けた事業）</li> <li>・こどもテンミリオンハウス（育児相談等）</li> <li>・保育園による子育て支援事業</li> <li>・乳幼児医療費助成制度</li> <li>・認可外保育施設入所児童保育助成金</li> </ul>	<p>【社会動態】</p> <p>（コミュニティ育成・活性化）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティセンターの運営</li> <li>・武蔵野市コミュニティ条例の制定</li> <li>・NPOへの補助、人材育成支援</li> </ul> <p>（交通基盤整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバスの運行</li> </ul> <p>（産業振興）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模企業資金融資あっせん</li> </ul>
清瀬市	<p>【社会動態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修費の助成</li> <li>・高齢者住宅の提供</li> </ul> <p>・高齢者等民間賃貸住宅保証事業及びあっ旋事業</p> <p>【自然動態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児医療費助成</li> <li>・児童育成手当</li> <li>・いきいき子育て支援事業（相談・情報交換）</li> </ul>	<p>【社会動態】</p> <p>（コミュニティ育成・活性化）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO地域団体活動支援</li> <li>・市民活動センターの設置</li> </ul> <p>（産業振興）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街活性化事業</li> </ul>
東久留米市	<p>【社会動態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉住宅</li> </ul> <p>【自然動態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉会館・地区センターの設置・運営</li> <li>・老人医療費助成制度</li> <li>・育児相談・子育て相談</li> </ul>	<p>【社会動態】</p> <p>（産業振興）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業資金融資等</li> <li>・商店街振興</li> </ul>
蕨市	<p>【自然動態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センター（子育てやサークル活動の支援）</li> <li>・児童手当・小学校第3学年修了前特例給付</li> <li>・乳幼児にかかる医療費の一部助成</li> <li>・総合社会福祉センターの設置</li> </ul>	<p>【社会動態】</p> <p>（コミュニティ育成・活性化）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティセンターの運営等</li> </ul> <p>（産業振興）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小口事業資金の融資など</li> </ul>
館山市	<p>【社会動態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修費助成</li> </ul> <p>【自然動態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当</li> <li>・乳幼児医療費の助成</li> </ul>	<p>【社会動態】</p> <p>（産業振興）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業融資制度</li> <li>・地域雇用受皿事業特別奨励金（創業支援）</li> </ul>
鎌倉市	<p>【社会動態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度 / 家賃債務保証制度</li> <li>・住宅改修への支援</li> <li>・老人ホームの整備</li> </ul> <p>【自然動態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児医療費助成</li> <li>・児童手当</li> <li>・就学援助制度</li> <li>・鎌倉市子育て支援センター</li> </ul>	<p>【社会動態】</p> <p>（産業振興）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業融資制度</li> <li>・商店街支援制度（設備設置費用の補助など）</li> </ul>
逗子市	<p>【社会動態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者住宅改修相談</li> <li>・老人ホームの整備</li> </ul> <p>【自然動態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老祝金</li> <li>・高齢者センターの運営</li> </ul>	<p>【社会動態】</p> <p>（コミュニティ育成・活性化）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域通貨</li> <li>・逗子市市民活動推進検討協議会の設置、検討</li> </ul> <p>（産業振興）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街関係の補助金</li> </ul>

（次頁へ続く）

豊中市	<b>【社会動態】</b> ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） <b>【自然動態】</b> ・老人福祉センター ・乳幼児医療費助成制度 ・老人医療費助成 ・出産費用の援助（助産制度） ・児童手当 ・子育てサークル等の交流事業	<b>【社会動態】</b> （コミュニティ育成・活性化） ・豊中市市民公益活動推進条例の制定等 （産業振興） ・中小企業融資制度 ・豊中インキュベーションセンター ・地域就労支援センター（講座開催や情報提供）
吹田市	<b>【社会動態】</b> ・住宅改造の助成 <b>【自然動態】</b> ・高齢者いきいの家 ・老人医療費助成 ・児童手当 ・地域子育て支援センター	<b>【社会動態】</b> （コミュニティ育成・活性化） ・市民公益活動の促進に関する条例 ・コミュニティ施設の管理 （産業振興） ・小企業者事業資金融資制度 ・ビジネスインキュベート支援事業 （交通基盤） ・福祉巡回バス
舞鶴市	<b>【社会動態】</b> ・老人ホームの設営 <b>【自然動態】</b> ・子ども総合相談センター ・地域子育て支援協議会 ・老人医療費助成 ・乳幼児医療費助成	<b>【社会動態】</b> （産業振興） ・喜多工業団地 ・中小企業資金融資制度等の融資制度 ・商店街等近代化共同事業資金融資制度
龍野市	<b>【社会動態】</b> ・住宅改修費助成高齢者住宅改造事業 <b>【自然動態】</b> ・出産育児一時金の支給 ・児童手当 ・市敬老祝金 ・龍野市子育て学習センター（相談、情報交換）	<b>【社会動態】</b> （観光資源の開発） ・龍野町家ギャラリー（景観保全に向けた取り組み） （交通基盤の整備） ・高齢者タクシー

### （３）定住人口維持策の効果に関する検討

1990年代前半において人口減少が抑制された全国の自治体の定住人口維持に関する取り組み状況をみると、「企業誘致」「観光資源の開発」「若者や高齢者住宅の建設」「交通基盤の整備」が比較的高い効果が得られた事業となっている。

図表2-3-3 定住人口維持に関する全国の取り組み状況とその効果

	実施している 定住促進事業		効果のある 定住促進事業		実施率 30% 以上	効果率 50% 以上
	実施自治 体数	実施率	効果のあつ た自治体数	効果 / 実施 自治体数		
	(A)	(A) / (全数)	(B)	(B) / (A)		
農林業基盤の整備	89	54.6	31	34.8		
商業基盤の整備	27	16.6	4	14.8		
伝統的地場産業の育成	16	9.8	3	18.8		
企業誘致	54	33.1	28	51.9		
観光資源の開発	92	56.4	47	51.1		
特産物の開発	56	34.4	6	10.7		
後継者育成事業	31	19.0	6	19.4		
若者や高齢者住宅の建設	51	31.3	34	66.6		
後継者の花嫁対策	30	18.4	0	0		
福祉施設の設置	69	42.3	23	33.4		
ボランティア活動の育成	16	9.8	1	6.3		
医療施設の改善、設置	32	19.6	6	18.8		
文化施設の設置、改善	29	17.8	7	24.1		
新規住民への住宅斡旋	15	9.2	5	33.3		
交通基盤の整備	87	53.4	49	56.3		
農産加工施設の建設	25	15.3	3	12.0		
都市住民との交流	40	24.5	10	25.0		
伝統行事の保存	41	25.2	3	7.3		
出産祝い金など支給事業	51	31.3	9	17.6		
山村留学	15	9.2	4	26.7		
Uターン者への助成	23	14.1	10	43.5		
地元子弟への奨学金貸与	18	11.0	0	0		
産業おこしへの助成	24	14.7	1	4.2		
衛生環境の改善	51	31.3	14	27.4		
知名度をあげるイベント	76	46.6	28	36.9		
市町村広場の整備	32	19.6	8	25.0		
その他	22	13.5	-	-		

注) アンケートは1997年3月に日経産業消費研究所が実施。90年から95年の5年間に人口減少が増加に転じた市町村、または人口減少率が小さくなった市町村等から選出した255市町村に配布。回収数は163市町村。

資料) 日経産業消費研究所「日経地域情報 97.4.21 No.269」よりU F J総合研究所作成

一方で、(2)の でみたように、大都市圏周辺の一定規模以上の市では、各市ともほぼ同様の施策を実施しているにもかかわらず、1990年～1995年の5年間で1995年～2000年までの5年間で人口増減率の変化が各市によって大きく異なっていることから、定住人口の増減は、行政の取り組み以上にその他の外在要因の影響が大きいと想定される。

そのため、多治見市では従来の他都市の事例からの施策検討ではなく、新しいアプローチでの定住人口維持に向けた取り組みが求められる。

#### (4) 企業誘致が定住人口増加にもたらす影響について

(3) でみたように、多治見市と同等規模の市では、従来の定住人口増加施策で多大な効果を期待することができない。

企業誘致については、日経産業消費研究所の調査結果でも示されているとおり、定住人口の維持・増加への効果が期待されているが、(3) でみた事例調査では大都市圏を対象としており、企業誘致に関しては積極的な取り組みはみられておらず、企業誘致の効果について十分に把握できていない。

こうしたことから、ここでは、過去に企業誘致に成功した事例を抽出し、当該市の人口動向を経年で把握することで、企業誘致がどの程度定住人口増加に効果をもたらすかについて検証した。

#### 対象市町村の抽出

新聞検索等から、1980年代以降で企業誘致に成功した自治体を抽出した。今回は、人口規模や誘致企業数、企業の誘致時期などを元に、以下の市町について検証することとした。

北海道北見市 1975年頃から工業団地の分譲を開始し、電子機器・建設・食品加工業などの60社以上の企業が集積している（1988年で88%が分譲済み） また、1990年から北見ハイテクパークの分譲を開始している。
新潟県小千谷市 1975年頃から企業誘致が進み、1985年には新潟三洋電子、松下電送の誘致に成功した。 新潟三洋電子は三千人規模の向上を設立。
島根県斐川町 1980年頃から企業誘致を進めており、富士通・村田製作所など大手企業27社が進出している。

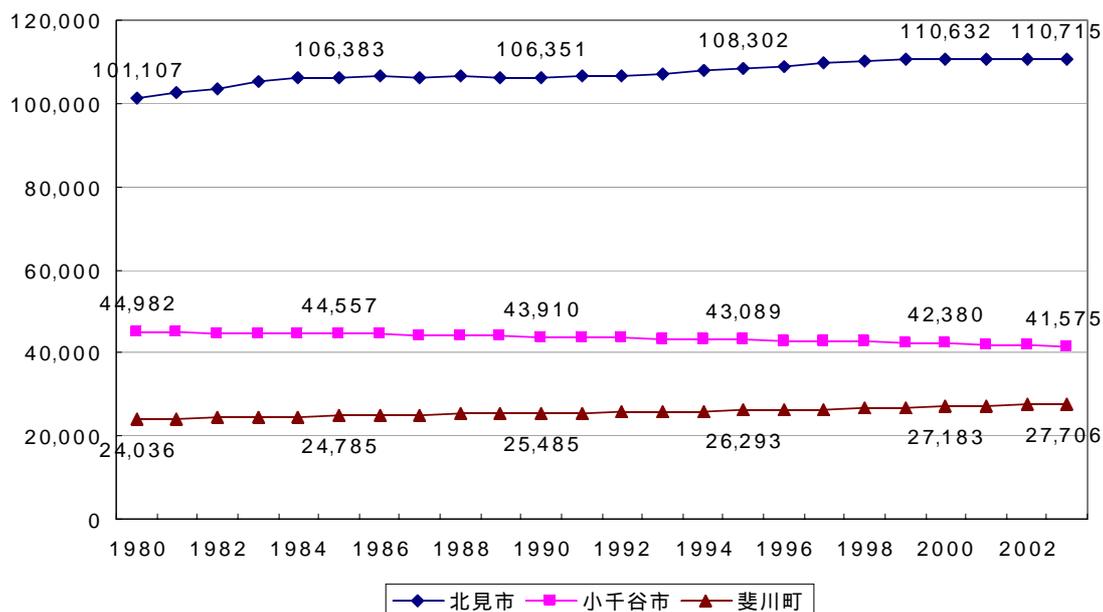
#### 対象市町村の人口の推移

人口が10万人規模の北見市では、1985年頃まで人口が上昇した後、1992年頃まで停滞状況が続くが、その後新たな工業団地の造成・分譲にあわせて人口は微増傾向に転じ、1998年頃からは再び横ばい傾向となっている。また、1985年に大手企業の誘致に成功した小千谷市では、人口の逓減傾向をとどめることができず、平成15（2003）年まで一貫して人口が減少し続けている。

一方で、複数の大手企業を長年にわたり誘致していた斐川町では、1980年代以降一貫して人口が増加傾向にあり、企業誘致による効果が得られていると考えられる。

こうしてみると、企業誘致についてもその他の定住促進施策と同様に、人口規模の小さい町では効果が持続する可能性もみられるが、人口規模が大きくなると、人口逓減の趨勢を弱めることはできたとしても、その趨勢を逆転させるほどの効果を期待することは難しいことがわかる。

図表2-3-4 対象市町村の人口の推移



資料) 国土地理協会「住民基本台帳人口要覧」よりU F J 総合研究所作成

なお、斐川町について産業3区分別就業者数をみると、1975年から1995年までの間で、総就業者数は約1,600人程度の伸びにとどまっており、第一次産業の就業者が第二次産業・第三次産業へ吸収されていることがわかる。そのため、第一次産業就業者数の割合がより低い場合には、より顕著に定住人口の促進効果が得られた可能性も考えられる。

図表2-3-5 斐川町における産業3区分別就業者数の推移



資料) 斐川町ホームページ

#### 4. 地域内アクセシビリティの向上に関する検討

##### (1) 多治見市における交通システムの現状

多治見市は、市の中央に位置する市街地とそれを取り巻く丘陵地に開発された住宅団地から成り、主な商業施設、医療・行政機関、また市外への窓口となるＪＲ駅等、日常生活を支える施設は市街地に集中している。市民の移動手段は、郊外住宅団地そのものが自家用車の利用を前提に設計されていることから、移動の目的を問わず圧倒的に自家用車利用であり、自ら自動車を運転できない市民は、市内の公共交通機関を利用する形となっている。

市内の公共交通機関として、ＪＲ線、路線バス事業者（１社）及びタクシー会社（４社）が現存しており、また、多治見市が運行主体となるコミュニティバスが運行している。ＪＲ線は、市内に５つの駅があるが、市外への延長線上に一定地区に偏っており、市内間の移動に関しては市民の移動手段として一般的ではない状況となっている。

路線バスについては、ＪＲ多治見駅を起点として放射線状に伸びる形で設定されており、市外への通勤通学等を移動目的とする朝、夕の多治見駅へのアクセスについては市民の利用度は高いが、病院をはじめとするその他の公共施設へ行くには多治見駅にて乗換えが必要となり、高齢者や障害者、また自宅からバス停への距離が長い市民は、止む無くタクシーを利用している状況である。

コミュニティバスは、多治見市が運行主体となり路線バス事業者に委託する形で、毎日２ルート（うち１ルートは平日、土日で別ルート）を運行している。実証実験を経て本格運行に入ったが、運行ルートは一部の地域に留まっており、広く市民が利用する移動手段には至っていない。

##### (2) 多治見市における交通システムの課題・問題点

市民の移動手段が、圧倒的に自家用車の利用であるため、ある特定の時間帯と場所において、市内各所で渋滞を巻き起こしている。環境面からも直ちに是正を望む声があるが、新たな道路建設は莫大なコストと時間を要し、自家用車の利用抑制の手立ても効果的な具体案は無い状況である。

また、自ら自動車を運転できない市民にとっては、移動に関して制約と負担を強いられている。路線バスは主要幹線道路を基本に運行されているため、バス停付近以外の市民は実質利用しにくくなっており、運行本数にも限りがあるため、時間的制約を受けることが多い。元々、市内にはバスの通らない非バス路線地域も少なくなく、結果的に、自家用車もバスも利用できない市民は、タクシー利用を余儀なくされるが、郊外住宅団地から市街地へ出掛ける場合、１回あたり往復 3,000 ～ 4,000 円を要し、大きな経済負担となっている。

一方、コミュニティバスは、一部の非バス路線地域を通るものの、運行する地域は限定されており、多治見市全域を賄いきれていない。利用者は増加しているものの、元々、多額の税金を投入することで成り立っており、運行地域以外の市民の不公平感が高まるとともに多治見市の財政を圧迫する要因になっている。また、行政がコミュニティバスを運行すること自体が、民間バス会社およびタクシー会社を圧迫しているとの批判の声も高い。

多治見市の高齢化率は、現在、約 16% であるが、名古屋のベッタウンとして開発さ

れた郊外住宅団地の市民は、一定の年代に偏っているため、今後、ある時点を境に高齢化率は一気に上昇することが予想される。こうした郊外住宅団地のシルバータウン化は、すなわち、自ら自動車を運転できない市民の急増であり、外出に時間的制約と経済的制約を強いられ、高齢者の引籠もり減少に結びつくことは否めない。

このようなことから、自家用自動車利用に頼らず、市民にとって使いやすい移動手段の提供が急務であり、多治見市にとっては必要不可欠な重要な課題である。

### (3) 多治見市における交通システムの望ましい方向性

多治見市民にとって、使いやすい新たな移動手段は、恒久的に継続されるものでなければならぬが、当然のことながら、その採算性が大きな問題となる。採算の合う移動手段の創出にあたり、まず、受益者負担による運行の「受益者の範囲」についての固定概念を払拭することと、民間事業者主導による事業創出を促し、必要な要点において行政が支援、援助をする方策を採ることを提言する。

従来、公共交通機関を含む旅客運送においては、利用者のみが受益者とされ、運賃の支払という形で経費を負担してきたが、運行の結果、利用者が訪れることにより、なんらかの利益を受ける施設等も受益者であるという観点を持ち、受益者として経費負担の協力を求める方法を検討する。例えば、運行ルート上にあるショッピングセンターに、必ず立寄り顧客が増加することを担保に、スポンサー契約を結ぶという手法である。受益者の範囲の考え方を広げ、一部の経費負担を求めることにより、廉価な移送手段創出が可能となる。

また、行政の行う交通施策に関しては、従来、民間事業者への単純な運行委託の形が一般的であったが、新たな経営戦略を持って積極的に事業創出する意欲のある民間事業者に、事業を主導させる方策を検討する。いわゆる「丸投げ方式」による業務委託を止め、利用者ニーズに合致する独創的なアイデアや斬新なシステムを受け入れることにより、市民にとって真に使いやすい移動手段が創出できることを目指す。行政は、事業創出期においては、ある程度の助成をするものの、将来的には民間事業者の「独り立ち」を念頭におき支援、援助をしていく。旅客運送事業においては、道路運送法および関係省令の枠組みにより、時として自由な発想の実現が困難な場合があるが、行政は構造改革特区申請等利用による協力を約束し、地域の実状にあった移動手段を官民一体で構築していくことで、継続性の高い事業の実現を目標とするものである。

さて、具体的な移動手段の運行プランに関しては、綿密な調査に基づき、利用者ニーズを満たすものを提供しなければならないが、利用者ニーズの要点を検討すると、廉価で自宅により近い場所で乗降ができ、移動の目的に合う運行であることが望まれる。ただし、当然のことながら、すべての利用者にとってすべての要望を満たすものは、不可能であるといわざるを得ない。従って、最大公約数的な考えに基づき、以下に運行の4つのポイントを挙げる。

運賃定額制・・・<分かりやすく利用しやすい運賃の実現>

予約乗合制・・・<無駄のない運行で廉価な運賃の実現>

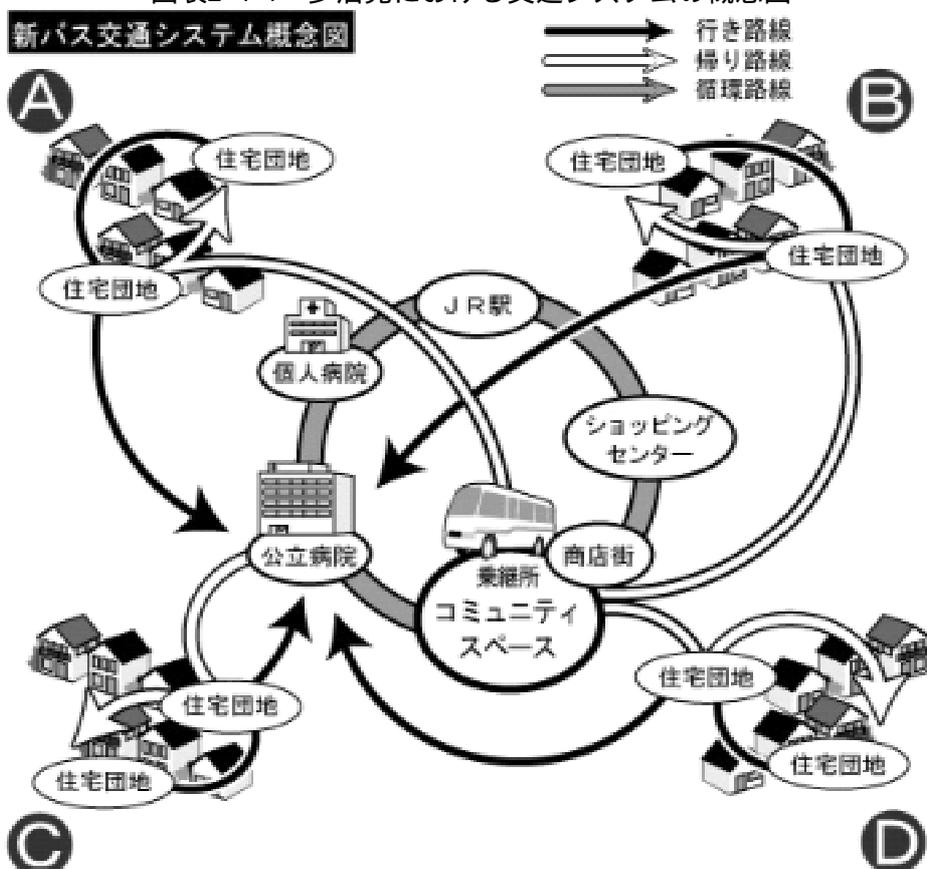
ドアtoドア(に近い)・・・<外出しやすい移動手段の実現>

目的(地域)限定・・・<移動目的の集約で効率的な移動手段の実現>

(4) 具体例の検討

立地構成を鑑み、まず市域を5つのゾーンに分ける概念とし、主要施設の隣接する市街地ゾーンと東西南北に広がる住宅団地をそれぞれA B C Dゾーンに区分する。市街地ゾーンでは、施設間を終日循環するバスを運行し、A B C Dゾーンからは、移動目的別に運行事前予約の乗合ミニバスを、それぞれ走らせる。A B C Dゾーンからの移動目的別とは、午前中は通院目的の移動を想定し、市街地ゾーンに位置する病院へ直行、午後はその帰路、また夕方は学童の通塾目的の移動に合わせ運行するといったような、定時定路線、すなわち「線」で考えることなく「点」で考える発想にて運行を検討する。従来の路線バスが、駅を中心とし、移動目的が通勤通学の利用者を主眼にしているが、この領域は既存路線バスに任せ、それ以外の移動目的に合わせる方が合理性は高まるという考え方である。

図表2-4-1 多治見における交通システム概念図



A B C Dゾーン内の乗降所については、それぞれの地域の町内会または自治会に指定をさせる。町内にある公民館、集会所、公園、あるいは商店等から自主的に選択をするものとする。多治見市においては、公民館、集会所等の施設は充実しており、限りなく自宅玄関に近い場所で乗降が可能であろう。運行に使用するバスは、14人乗り程度のミニバスを使用し、狭い道でも送迎が可能となることを目指す。

また、市街地ゾーンにおいては、ゾーン間の移動が可能となるように乗り継ぎ所を設けるが、ここを市民がふれあうコミュニティ機能を持たせるスペースとする。元々、地域ごとに発着する乗合制であることから地域のコミュニティ性は高まるものと考えられるが、

単なるバス待合所ではなく、市民が相互に語る場所となるよう促したい。

さて、新たな移動手段の運行に関して第一の問題となる採算性については、その経費負担を、行政、民間企業、利用者の三者分担の考え方を原則とする。行政は、事業が軌道に乗り継続性が見込まれる時点まで補助金による支援をし、バスの立寄る施設を中心にスポンサー料の協力を求め、利用者は経費 3 分の 1 程度の運賃を負担する。受益者は利用者だけではないという価値観を改に定着させることが重要となる。

いずれにしても、多治見市において、市民に対する新たな移動手段の提供は、市民の外出機会増大による地域の活性化を促し、目前に迫る高齢化社会への対応、また自家用車利用抑制による環境保全や市民相互のコミュニティ性向上など、様々な背景により実現が求められている。多治見市民にとって真に使いやすい移動手段の創出が実現すれば、その効果は非常に大きく、住みやすい町づくりのため是が非でも取り組むべき課題である。